

広

Public Relations

報

編集発行 秋田市広報課

# あきた

- 2 - 4 法定合併協議会設置は7月
- 5 秋田市文化選奨
- 6 - 7 市の記念日に功労者表彰
- 8 - 9 地域でつくるまちづくりルール
- 10 - 11 市役所からのお知らせ
- 12 - 13 高齢者サービスあれこれ
- 14 - 15 老人保健のお知らせ 国保の納税書発送
- 16 - 17 井戸端市民通信
- 18 - 19 育児コーナー
- 20 - 23 情報チャンネルa
- 24 秋田市史《現代史料編》《民俗編》を刊行



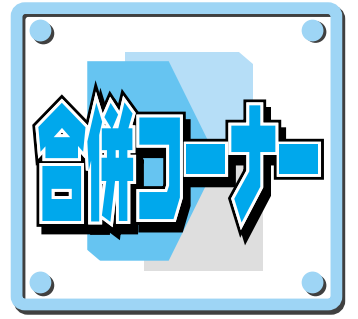
6月17日、中央ブロックの保育所の子どもたちが集まって行われた運動会(市立体育館)

2003  
6月27日号

NO.1556 毎月第2・第4金曜日発行



日本にあきた La·Akita



# 7月上旬に法定合併協議会を設置 本格的な合併協議を始めます



大山博美  
河辺町長

佐竹敬久  
秋田市長

伊藤憲一  
雄和町長

藤原 貴  
河辺町議会議員

工藤四郎  
雄和町議会議員

佐々木晃二  
秋田市議会議員

6月4日、第3回秋田市・河辺町・雄和町任意合併協議会で

## 秋田市合併推進局

電話(866)2785

ファクス(866)2795

市町合併ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/copr/>



### 法定合併協議会の 設置について合意

六月四日、秋田市内のホテルで三回目となる秋田市・河辺町・雄和町任意合併協議会が開催されました。

この日の話し合いでは、秋田市と両町がそれぞれ実施した住民アンケート調査やこれまでの協議の経過などを踏まえ、七月上旬に、地方自治法などに基づく法定合併協議会を設置することで合意しました。

今後は、市議会の議決を経て七月上旬に設置される法定合併協議会の中で、秋田市、河辺町、雄和町の区域全体のまちづくり計画をはじめ、秋田市と両町で異なるさまざまな行政制度をどのようにすり合わせていくかなどについて、具体的に話し合いを行っていくこととなります。

予定されている法定合併協議会の構成メンバーは次のとおりです。  
それぞれ、一市二町の

### 市町合併 これまでの経緯

平成14年  
12月26日  
河辺町・雄和町から合併協議の申し入れを受ける

平成15年  
2月7日  
秋田市議会臨時会で、任意合併協議会設立・運営のための関連予算可決

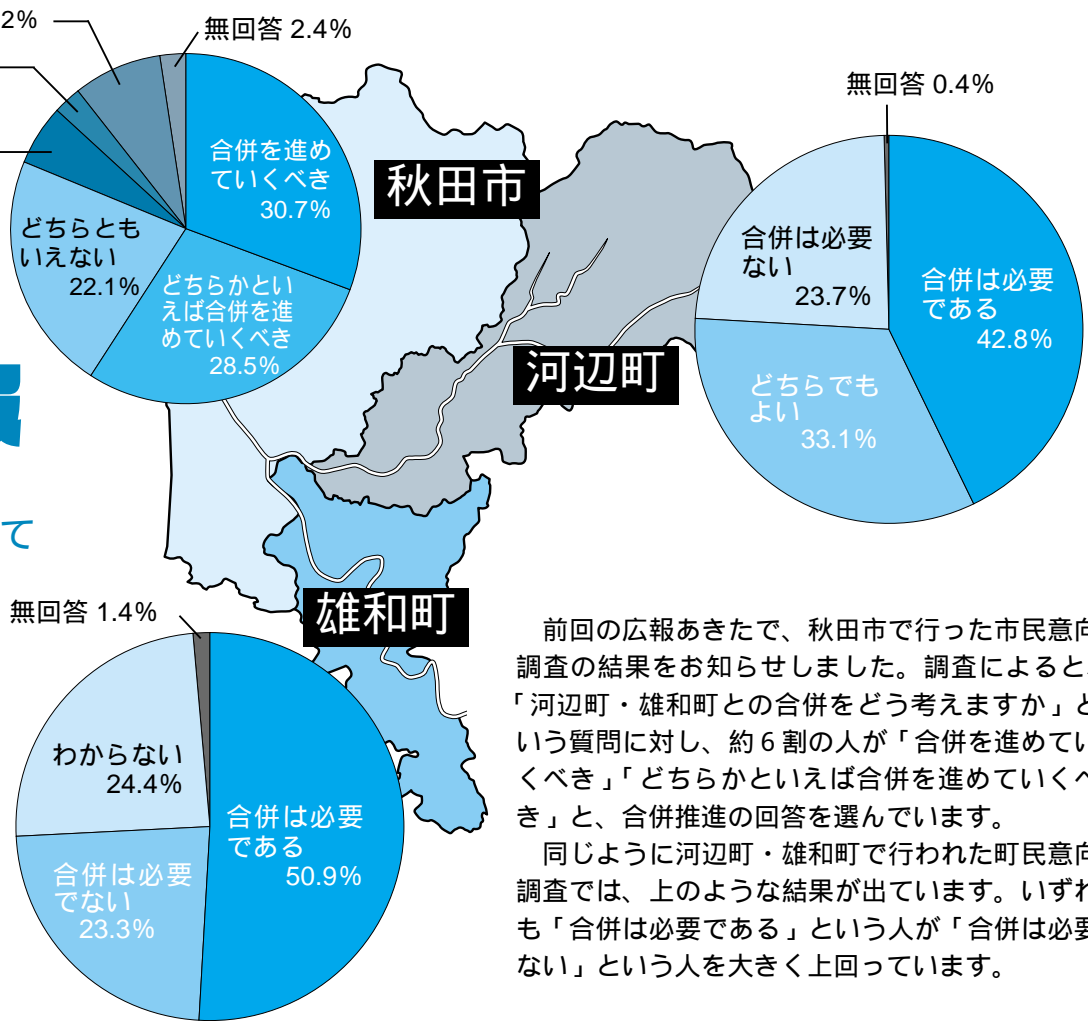
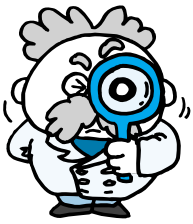
2月13日  
秋田市・河辺町・雄和町任意合併協議会を設立。第1回合併協議会を開催

3月28日  
第2回合併協議会を開催(予算や合併への課題整理などを協議)

6月4日  
第3回合併協議会を開催(法定合併協議会の設置、合併の方式、合併の時期などを協議)

# 市町合併 ミニ情報

市民・町民は  
合併をどう考えて  
いるんじゃない？



前回の広報あきたで、秋田市で行った市民意向調査の結果をお知らせしました。調査によると、「河辺町・雄和町との合併をどう考えますか」という質問に対し、約6割の人が「合併を進めていくべき」「どちらかといえば合併を進めていくべき」と、合併推進の回答を選んでいきます。

同じように河辺町・雄和町で行われた町民意向調査では、上のような結果が出ています。いずれも「合併は必要である」という人が「合併は必要ない」という人を大きく上回っています。

7月5日(土)  
市町合併シンポジウムを開催

## 任意合併協議会での合意事項

### 合併の方式

秋田市への**編入合併**とする。

### 合併の期日

平成17年1月1日から3月31日までの間の適切な期日に、できるだけ早く市町合併を施行する。

### 新市の名称

「**秋田市**」とする。

### 新市の事務所

現在の秋田市役所の位置  
秋田市山王一丁目1番1号とする。

## 秋田市への編入合併 に1市2町が合意

また、この日は、市町合併を進めるにあたって、あらかじめ決めておくべき基本的な協定項目についても話し合われ、合意が得られました。正式には、来月設置される法定合併

- 市長・町長
- 助役
- 収入役
- 議会の議長・副議長
- 議会が推薦する議会議員
- 市長・町長が協議して定めた学識経験者

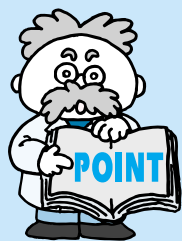
協議会で決定することになりますが、左記の事項について任意合併協議会の段階で合意形成がはかられました。これによって、一市二町の合併を妨げる大きな要因は存在しないことが明らかになるなど、今後の合併協議にはずみがつきました。



第3回任意合併協議会



# 市町村合併 ミニ知識



## 法定合併協議会って？

法定合併協議会とは、地方自治法および市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)に基づき設置される協議会(話し合いの場)で、関係市町村の議会の議決を経て設置されます。関係市町村の長や職員、議会の議員、学識経験者で構成されます。

ここでは、合併の是非を含めて、合併に関するあらゆる事項の協議が公正に行われます。協議は原則公開であり、合併後のまちづくり計画や合併の方式、新市の名称、合併の期日といった基本的な事項をはじめ、市町村ごとに異なるさまざまな行政制度のすり合わせのため、具体的な話し合いを行います。

なお、この法定合併協議会を設置しないで市町村合併を行った場合は、国の財政支援など、法定合併協議会の設置を前提とした、合併特例法に基づくさまざまな特例措置が受けられなくなります。



## 全国的に市町村合併は進んでいるの？

1,218の市町村が法定合併協議会に加入

昨年から今年にかけて、全国的に市町村合併への取り組みが急速に進んでいます。

総務省の調査によると、法定合併協議会を設置している市町村数は今年4月1日現在で1,218となっており、1年前の調査時の249と比べると約5倍に増えています。

全国の市町村数は約3,200ですから、4割近い市町村が法定合併協議会で正式な合併協議を始めていることとなります。

また、任意の合併協議会や合併に関する研究会などに加入している市町村も合わせると、2,531となり、約8割の市町村が合併について何らかの検討を行っているという状況です。

# 緑あふれる新県都づくり

## 市町合併シンポジウム

# 市町合併でどう変わる

入場無料

秋田市、河辺町、雄和町。  
お互いのことを、もっとよく知ってもらいたい。  
そして市町合併のことを考えてもらいたい。  
どなたでも気軽においでください。直接会場へどうぞ

7月5日(土) 午後4時～6時  
秋田市文化会館大ホール

## 第1部 基調講演

演題 『建都400年からニュー秋田発進』



講師

いしかわ よしひろ  
石川 好

(秋田公立美術工芸短期大学 学長)

1市2町の紹介ビデオ上映「市町合併に向けて」(10分)

## 第2部 パネルディスカッション

コーディネーター 石川 好

パネリスト



さたけのりひさ  
佐竹敬久  
秋田市長



おおやまひろみ  
大山博美  
河辺町長



いとうけんいち  
伊藤憲一  
雄和町長



いけむらよしみち  
池村好道  
秋田大学教授



やまもとみきこ  
山本美喜子  
河辺町社会教育委員



じぬしげこ  
地主重子  
雄和町社会教育委員

\*当日は、ほかの催し物も重なり、文化会館の駐車場の混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。やむをえず車でおいでになる場合は、八橋球技場東側(けやき通り側)駐車場が市役所駐車場をご利用ください。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会tel(866)2796

平成15年度

# 秋田市文化選奨

秋田市文化選奨は、学術・芸術の分野で前年度に優れた作品を発表し、市民文化の発展に貢献したかたに贈られます。今年度の受賞者は、四人のかたに決まりました。表彰式は、七月二十三日(水)午後四時から秋田ビューホテルで行います。

文芸

菅つぎさん

(保戸野原の町 81歳)



## 詩集『森の人』

風土と日常の中に清楚な詩の花を咲かせ、人間存在を鋭く洞察した優れた詩集です。平易で淡々とした筆致でありながら、無限のいのちの継承を説き、綿密な詩的技法で、あきたの女性のこころの陰鬱をいかに表現しています。

文芸

大地進さん

(泉中央四丁目 49歳)



## 黎明の群像

- 奇烈に生きた「種蒔く人」の同人たち -

土崎港で発行されたプロレタリア文芸誌「種蒔く人」に、従来にない広い視野からスポットを当てた作品。雑誌に関わった人々の生きざまを追うことで「種蒔く人」を浮かび上がらせるという斬新な手法で、新たな事実も発掘し、研究者からも高く評価されました。

邦舞

花柳丈陽人さん

(本名正木章子 泉南三丁目 33歳)



## 常磐津「東都獅子」

「東都獅子」は、優雅な風情と品格の漂う美しい女舞です。この曲と踊りの心を見事にとらえ、内面の動きを優美で華麗に演じたおおらかな舞は、高い技術と優れた表現力を感じさせる踊りとして評価されました。

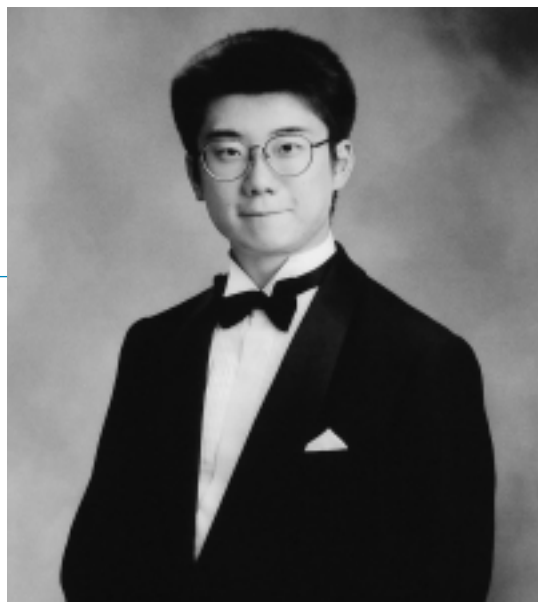
## 第70回日本音楽コンクールピアノ部門 第1位受賞記念ピアノリサイタル

1時間半のピアノ独奏で、聴く人々に語りかけるようなすばらしい演奏を披露し、聴衆に大きな感動を与えました。繊細なタッチ、ダイナミックな力強いタッチを自由自在に操る卓越した演奏技術と優れた音楽性、音色の美しさなどが高く評価されました。

音楽

佐藤卓史さん

(埼玉県所沢市 19歳) 東京藝術大学音楽学部在学。実家は泉北一丁目



# 7月11日「市の記念日式典」開催

# 市勢発展の功労者を表彰します

七月十二日は「市の記念日」。明治二十二年の七月十二日に秋田市役所が正式に開庁したことにちなみ、昭和三年に制定されたものです。

市では市の記念日にちなみ、中核市として発展する秋田市のまちづくりに参画されたかたや産業の振興に尽力されたかたなど、市勢の発展に貢献された七十七人、七団体を表彰します。

これらのみなさんを表彰する市の記念日式典は、七月十一日(金)午前十時三十分から、文化会館で行います。

## 功労者表彰

齋藤隆さん(横森二丁目69歳)



日本精機(株)代表取締役社長。秋田県機械金属工業会や秋田市金属工業会などの要職を務め、産学官連携による新装置を開発するなど本市産業の振興・発展に貢献しました。

古田重明さん(広面字樋口63歳)



秋田経済法科大学法学部教授。本市の各種委員を歴任し、法律分野の学識経験者として、専門的な見地から本市施策の推進に寄与し、市勢発展に貢献しました。

## 一般表彰

敬称略

税財政(納税貯蓄組合組合長)

赤上三郎(土崎港北一丁目76歳)

古谷利三郎(土崎港中央五丁目84歳)

鈴木恭治(新屋沖田町74歳)

森合兼四郎(太平目長崎72歳)

堀井光夫(仁井田二ツ屋一丁目70歳)

交通安全(交通指導隊員)

吉野東八郎(將軍野南一丁目61歳)

羽川敏憲(新屋北浜町65歳)

小野崎礼次郎(土崎港東二丁目67歳)

自治振興(町内会長)

野手準一(宇形新栄町74歳)

小柳寛(南通宮田74歳)

齋藤璋七(千秋中島町78歳)

米川淳道(保戸野すわ町71歳)

長谷川淳司(大町一丁目64歳)

石塚晃(卸町四丁目50歳)

白山初蔵(牛島東三丁目72歳)

猪田功男(牛島東一丁目62歳)

熊谷正治(牛島東五丁目70歳)

石塚義太郎(泉三嶽根61歳)

木村傳(広面字赤沼71歳)

鈴木典雄(横森一丁目74歳)

齋藤重孝(新屋表町61歳)

高島鉄朗(新屋日吉町73歳)

伊藤幸三郎(將軍野東二丁目77歳)

植田昇(土崎港南三丁目69歳)

堀井好治(外旭川字鳥谷場63歳)

小玉勇之助(外旭川字山崎76歳)

湊秀雄(外旭川字鳥谷場76歳)

相場義信(浜田字元中村71歳)

堀井光夫(仁井田一ツ屋一丁目70歳)

佐藤敬一(仁井田福島一丁目68歳)

橋本佳也(仁井田栄町70歳)

佐藤忠悦(金足黒川字黒川66歳)

進藤惣四郎(寺内堂ノ沢一丁目67歳)

社会福祉

(ボランティア)

藍の会

御衣黄の会

富士通サポートアンドサービス(秋田支店)

新屋勝平地区婦人会

(民生・児童委員)

熊谷重夫(仁井田本町五丁目72歳)

川村正夫(將軍野桂町68歳)

(福祉施設職員)

石井竹春(柳田字境田55歳)

伊藤良之(下北手松崎字碓り47歳)

利部健男(太平寺庭字寺庭51歳)

北嶋美代子(仁井田字西湯敷43歳)

佐々木留美子(寺内蛭根一丁目44歳)

福田守(泉菅野一丁目43歳)

山崎雅義(南通築地43歳)

金子俊博(御所野地蔵田二丁目46歳)

齊藤悦子(下浜桂根字境川45歳)

渋谷ちや子(添川字添川40歳)

高橋妙子(浜田字出小屋52歳)

矢倉アサ子(新屋前野町57歳)

吉田浩美(由利郡岩城町45歳)

大塚京子(新屋勝平町44歳)

鎌田洋子(外旭川字神田54歳)

熊谷優子(河辺郡河辺町40歳)

嵯峨順子(太平目長崎字上目長崎42歳)

大門康子(新屋表町43歳)

塚田弘美(浜田字元中村41歳)

鎗目恵子(山王中園町41歳)

(ホームヘルパー)

秋元のり子(大住三丁目51歳)





秋田市建都400年記念イベント

美の国あきた市民音楽祭

鑑賞申し込みは7月11日(金)まで!

小学生たちやソリストによる合唱、管弦楽団の演奏などをお楽しみください。世界的に有名なウィーンオペレッタ管弦楽団も特別参加します! 入場無料。

日時 8月2日(土)

開場: 午後5時30分  
開演: 午後6時(8時45分終演予定)

会場 県民会館大ホール

プログラム

オープニング 竿燈囃子 新・秋田音頭

第1部 市内小学生による合唱

- ・秋田少年少女合唱団
- ・市内小学校の合唱部

歌曲 (長谷川留美子 川口洋一郎)

第2部 秋田市管弦楽団

ウィーンオペレッタ管弦楽団(特別出演)  
オーケストラの合同演奏

鑑賞申し込み

右の記入例を参考に、7月11日(金)まで、往復はがきでお申し込みください。往信用の裏面には、鑑賞を希望する人数(一通で5人まで)とその内訳(小・中・高校生、大人、その他)人、鑑賞希望者全員の名前、代表者の住所、電話を、返信用の表面には住所と名前を書いてください。

宛先 〒010-8560 秋田市役所企画調整課  
申込者全員に7月22日(火)に入場券となる返信はがきを郵送します(応募者多数の場合は抽選)

|   |                        |
|---|------------------------|
| <input type="checkbox"/> 0110-8560<br>秋田市役所<br>企画調整課行<br>往信 | ここには記入しないで下さい<br>返信用 裏 |
|---|------------------------|

|  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br>秋田市〇〇町〇〇<br>建都 太郎 様<br>(申込者の名前)<br>返信 | 音楽祭鑑賞申し込み<br>1 鑑賞希望〇人(5人まで)<br>2 希望者の内訳(小・中・高校生〇人、大人〇人、その他〇人)<br>3 鑑賞希望者の名前(全員)<br>4 代表者の住所<br>5 電話<br>往信用 裏 |
|--|--|

7月12日(土)市の記念日に市の施設を無料開放

7月12日(土)の市の記念日に、下記の施設を無料開放します。

- ・千秋美術館
- ・赤れんが郷土館
- ・佐竹史料館
- ・民俗芸能伝承館
- ・大森山動物園
- ・旧黒澤家住宅
- ・久保田城御隅櫓

- 税財政(納税貯蓄組合組合長)
- 赤上三郎(土崎港北一丁目 76歳)
  - 古谷利三郎(土崎港中央五丁目 84歳)
  - 鈴木恭治(新屋沖田町 74歳)
  - 森合兼四郎(太平目長崎 72歳)
  - 堀井光夫(仁井田二ツ屋一丁目 70歳)
- 交通安全(交通指導隊員)
- 吉野東八郎(将軍野南一丁目 61歳)
  - 羽川敏憲(新屋北浜町 65歳)
  - 小野崎礼次郎(土崎港東二丁目 67歳)

- 自治振興(町内会長)
- 野手準二(手形新栄町 74歳)
  - 小柳寛(南通宮田 74歳)
  - 齊藤璋七(千秋中島町 78歳)
  - 米川淳道(保戸野すわ町 71歳)
  - 長谷川淳司(大町一丁目 64歳)
  - 石塚晃(卸町四丁目 50歳)
  - 白山初蔵(牛島東三丁目 72歳)
  - 猪田功男(牛島東一丁目 62歳)
  - 熊谷正治(牛島東五丁目 70歳)

- 石塚義太郎(泉三嶽根 61歳)
- 木村傳(広面字赤沼 71歳)
- 鈴木典雄(横森一丁目 74歳)
- 齋藤重孝(新屋表町 61歳)
- 島鉄朗(新屋日吉町 73歳)
- 伊藤幸三郎(将軍野東一丁目 77歳)
- 植田昇(土崎港南三丁目 69歳)
- 堀甚好治(外旭川字鳥谷場 63歳)
- 小玉勇之助(外旭川字山崎 76歳)
- 湊秀雄(外旭川字鳥谷場 76歳)
- 相場義信(浜田字元中村 71歳)
- 堀井光夫(仁井田二ツ屋二丁目 70歳)

問い合わせ 企画調整課tel(8 6 6) 2 0 3 2

# 知ってますか？

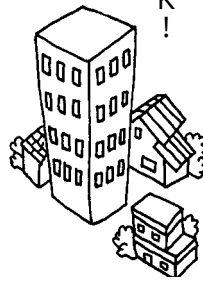
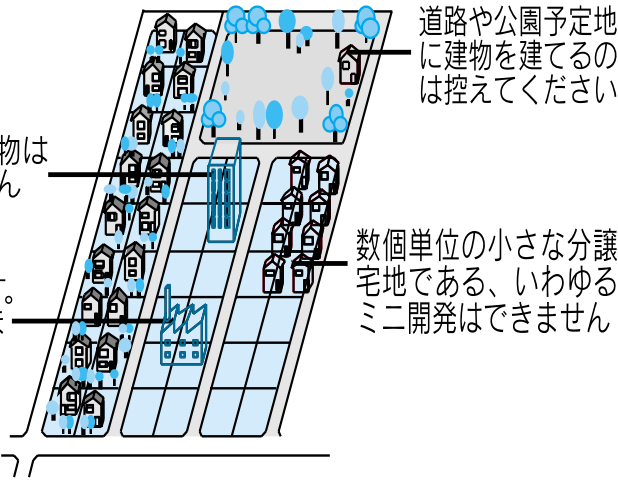
## 市民が決める独自の「まちづくりルール」

地区のみなさんが話し合って、地区限定の独自のまちづくりルールを決めることができる、「地区計画」や「建築協定」などの制度をご存じですか？ これらを活用することで、住民が望む、地区の特性に応じた住み良いまちづくりを進められます。

「地区計画」は、左図のような狭い範囲の地区でもOK！

### 地区計画の適用例

(良好な住環境形成区域)



### 用途地域や建築基準法はまちづくりの基本ルール

住宅地に大きな施設や工場などを好き勝手に建てるとうまく住みにくいまちになります。そこで市では、都市計画により市街地を住居地域、商業地域、工業地域などに分け、それぞれ、建築できる建物の用途や規模などを定めています。

また市では、個々の建物について、建築計画が建築基準法に合っているかを審査しているほか、中高層ビルなどの建築主に対しては、周囲の住民とのトラブルを未然に防ぐため事前説明会の開催を条例で義務づけるなど、無秩序なまちづくりにならないよう見守っています。

### 自分たちで決める地区限定のルール

都市計画法や建築基準法により一定のまちづくりルールが決められていますが、それにもう一步踏み込んで、住民のみなさんの手で地区独自のルールを決める方法が、「地区計画」や「建築協定」といった提案制度です。

#### 地区計画とは

住宅地や商店街など、住民の暮らしの基礎的な「地区」を単位として、地区の特性に応じたまちづくりのルールを決めるもの(上図参照)。道路や公園などの配置、建物の用途、高さ、まちなみのルールなどを決められます。

地区住民などの合意で地区計画を提案すると、一定の手続きを経て、市が都市計画決定をします。条例化されるので、住民が決めたルールで法的規制がかけられます。現在、地区計画は市内に十三地区あります。

#### 建築協定とは

「閑静な戸建て住宅地にしたい」「建物のデザインを統一したい」など、きれいな街並みとなるよう建物の形や高

まちづくりのルールができるまで

こんなまちにしたいなあ...



#### 1 地域での話し合い

自分の住む地域をより住みやすくするため地域のみんで話し合います。ルールづくりについて市がアドバイスをを行います。

#### 2 地域住民の合意・賛同

建築協定を結ぶときは、土地の所有者などの合意が必要です。地区計画の提案には地区住民の合意が必要です。

#### 3 市への提案・申請

#### 4 都市計画の決定・条例化

都市景観地区の場合、地区住民の意見を聴いたうえで指定しま





# 国民年金



## 保険料の免除制度

所得の減少や失業などで、経済的に国民年金の保険料の納付が困難な場合、本人の申請により免除される制度があります。

**問い合わせ** 国保年金課国保年金資格担当tel(866)2097

### ◆ 14年度中に保険料の免除を受けたかた

14年度中に免除の承認を受けたかたは、承認期間が6月30日(月)までとなっています。引き続き希望される場合は、7月1日(火)から8月29日(金)までに国保年金課、土崎支所、新屋支所で手続きをしてください。

### ◆ 新たに免除申請をされるかた

保険料免除制度には、「全額免除」「半額免除」の制度があり、申請のあった月の前月分の保険料から対象になります。

免除された期間は、年金を受けるための資格期間として取り扱われますが、10年以内に追納しない場合は、受け取る年金額が減額されます。

#### 対象

前年の所得が少なく、保険料の納付が困難なかた(免除の基準となる所得金額については国保年金課へお問い合わせください)

失業、事業の休業・廃業により保険料の納付が困難なかた  
震災、風水害、火災などにより保険料の納付が困難なかた

#### 申請に必要なもの

年金手帳 印鑑  
被保険者、配偶者、世帯主のうち平成15年1月1日現在秋田市内に住所がないかたの所得控除内容が記載されている所得証明書



上記対象の特例的な理由による場合は、その事実を明らかにする書類の添付が必要です。

「雇用保険受給資格者証」「離職票」「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」など  
「罹災証明」

#### 学生のかたは

学生のかたは、「学生納付特例制度」の対象となります。受け付けは随時、学生証または在学証明書、印鑑、年金手帳をお持ちください。ただし、海外留学生は対象となりません。海外に転出したかたには、任意加入制度があります。



「地区計画」が定められている山手台(平成13年撮影)。「建築物の敷地面積は最低限200㎡とする」「建築物の外壁などは、敷地境界線までの距離を1m以上とする」「建築物の周囲は原則生垣とする」などの地区計画が定められています。



デザインを統一したいわね

建物の高さを決めたいね



#### 都市景観地区とは

さなどの基準を定め、住民がお互い守り合っていくことを約束する制度です。建築基準法よりも細かな基準が決められます。協定を結ぶときには地区住民などの合意により決めることができ、運営も住民が行います。

緑あふれる美しい街並みや伝統的な街並みなど、優れた都市景観を創造し保全していくために、市民が市にその指定を求めることができます。

地域には、その地域に住む人しか分からない「地域の良さ」があります。自分たちが住みよいまちづくりを、まずは地域のみなさんで話し合ってみてください。

まちづくりのルールを  
ご説明します

建築協定、地区計画などについてもっと知りたいみなさんのために、市の職員が自治会、婦人会などが主催する会合へ出向き、まちづくりのルールについて説明します。派遣を希望する団体の代表のかたは、開催希望日の三週間前までに、都市計画課へご連絡ください。開催場所は市内に限らせていただきます。

まちづくりのルールについて  
の問い合わせは

都市計画課 TEL(866)21152



# INFORMATION

市役所からのお知らせ

人口 15.6.1 現在  
( )内は前月比

人口 / 318,024人(+46)  
男 / 151,544人(+27)  
女 / 166,480人(+19)

5月分・出生 207人  
・死亡 201人  
・転入 735人  
・転出 695人

世帯 / 126,247世帯(+142)

## 1 在宅介護サポート事業 ご家族へ商品券を贈呈

在宅で要介護者を介護しているご家族をサポートするため、年2回、半年ごとに1万8千円相当の秋田市共通商品券を贈呈します。

1 回目の商品券は、9月に介護保険課窓口でお渡しします。

1 回目の対象者 今年1月1日から6月30日までの期間、継続して要介護4または5で、介護保険料の所得段階が1〜3段階である高齢者を、ご自宅で介護しているご家族のかた対象期間中、要介護者が、介護保険施設や医療機関へ入院・入所した日数が合計で45日以上の場合が対象。家族介護用品支給事業を利用していかたや、家族介護慰労事業の対象となるかたは対象外。

申請方法 7月15日(火)から31日(木)までに、介護保険課窓口にある申請書で、お申し込みください

介護保険課 TEL(866)2009

## 2 情報通信系就職支援 講座の受講生募集

電話顧客対応の基礎、苦情処理など

を学びます。受講無料。

とき / 8月25日(月)から28日(木)までの4日間、午後6時30分〜9時

ところ / 秋田市職員研修棟

対象 / パソコン(インターネット)ができるかたで、コールセンターなどの情報通信分野の仕事に興味があり、全日程受講できるかた

定員 / 20人(応募多数の場合は抽選)

申し込み 7月4日(金)まで、市ホームページ(<http://www.city.akita.akita.jp>)にある様式に必要事項を記入のうえ、工業労政課へEメールでお申し込みください。TEL(866)2114

## 3 子ども会旗を さしあげます

新しく結成した子ども会や既存の子ども会から分離した子ども会に「子ども会旗」を贈呈します。

合併や名称を変更した子ども会を除きます。旗を紛失した子ども会には、実費であつせんします。

申し込み 7月11日(金)まで生涯学習室 TEL(866)2245

## 4 太平山自然学習センター 10月分利用受け付け

8月22日に仁別にオープンする「太平山自然学習センター」の10月分利用

の申し込みを、7月1日(火)から受け付けます。小中学校での利用が最優先となりますが、自然学習などの研修活動が目的であれば、団体、グループ、ご家族でも利用できます。

宿泊の予約は、利用する月の3か月前から受け付けます。使用可能日、利用料金などはお問い合わせください。

申し込み 大森山少年の家  
TEL(828)2131

## 5 カメムシ類の防除を 徹底しましょう

カメムシ類被害を防ぐため、水田周辺の雑草地や農道、畦畔、休耕田などの草刈りを定期的に実施しましょう。

出穂間近の草刈りは、カメムシ類を水田に追い込み、斑点米被害を助長します。草刈りは、7月20日頃までに終了しましょう。

問い合わせ  
農政課 TEL(866)2115

## 6 中山間地域等直接支払制度 6集落が対象地域に

農林水産省が行う「中山間地域等直接支払制度」は、農業生産条件が不利で、高齢化や担い手の減少が著しい中山間地域などの農家に対し交付金を交付し、農業生産活動の維持を通じ、耕



わかさ相談電話tel(862)3225 相談日は、平日の午前9時~午後4時(祝日を除く)。青少年の悩みや心配事など気軽にご相談ください。市少年指導センター(中央公民館2階)で面接相談にも応じます。



# 計量器の定期検査を実施します

計量器を取引や証明のために使用する場合は、お近くの検査会場で必ず定期検査を受けてください。今年は下記の地区のかたが対象となります。

また、家庭用の体重計やキッチンスケールの精度を無料で確かめます。お近くの会場へおいでください。

おもな検査手数料(はかりの種類による)

ばねばかり 1器500円(100kg以下)  
電気式はかり 1器1,400円(100kg以下) おもり 1個10円

問い合わせ 生活課計量検査所tel(866)2074

計量器の検査の日程

| 検査地区  | 日時                  | 場所       |
|-------|---------------------|----------|
| 泉     | 7月2日(水)13:30~15:00  | 泉小学校     |
| 旭南・茨島 | 7月4日(金)13:30~15:00  | 旭南小学校    |
| 駅東    | 7月7日(月)10:00~11:30  | 東小学校     |
| 明德・旭川 | 7月7日(月)13:30~15:00  | 秋田東中学校   |
| 保戸野   | 7月9日(水)10:00~11:30  | 保戸野小学校   |
| 牛島    | 7月9日(水)13:30~15:00  | 南部公民館    |
| 中通    | 7月14日(月)10:00~15:00 | 中央図書館明德館 |
| 築山    | 7月16日(水)13:30~15:00 | 女性学習センター |
| 川尻・川元 | 7月24日(木)10:00~15:30 | 中央公民館    |
| 旭北・八橋 | 7月25日(金)10:00~15:30 |          |

# 鏝絵の情報を お寄せください

市では、土蔵の壁や扉、民家屋内の壁や欄間に描かれている鏝絵の調査を行っています。

欄間に描かれた鏝絵

鏝絵とは、江戸時代末期以降、左官職人が鏝を使い図柄や文様を描いたもので、図柄には建主の願いが込められた龍、鯉の滝のぼり、波乗り兎、養老乃瀧などがあります。

情報は  
こちらへ

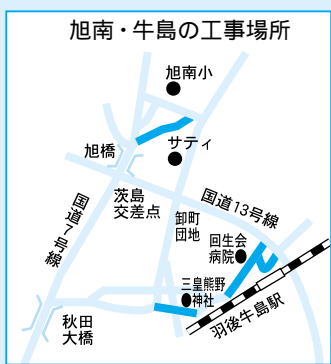
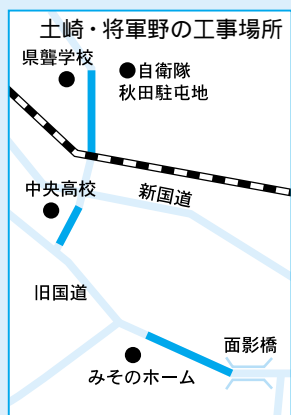
ご自宅やご近所に鏝絵があるというかたは、7月11日(金)まで文化振興室tel(866)2246へご連絡ください

作放棄地をなくし、ダム機能なども果たす農用地の保全をしていこうという制度です。

秋田市では、金足黒川・浦山、上新城道川・上五十丁、太平貝ノ沢、下浜羽川の6集落が対象地域に認定されており、今年度は、水路や農道の維持管理活動、周辺林地の下刈りなどを行うことになっています。

農地面積(6集落合計) 17万9千353㎡  
交付金額(6集落合計) 143万4千824円

問い合わせ  
農政課TEL(866)2115



問い合わせ 水道局建設課tel(823)8435

## 古い水道管の取り替え工事

水道局では、災害に強く、安全で衛生的な水道水を供給するため、今年度も老朽化した水道管の取り替え工事を行います。上図の工事か所以外にも取り替え工事を予定しています。工事期間中は、交通規制、騒音、振動、断水などご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

ご注意を！  
二  
調査員に

「水道の水質調査に来た」「水道管の点検に来た」などと言って、ご家庭を訪問する不審者の情報が寄せられています。水道局職員は、身分証明書を携帯しています。不審だな、と思ったら身分証明書の提示を求め、水道局サービスセンターtel(823)8431にお問い合わせください。

水道局では、こんな訪問はしていません！

依頼のない限り、水抜き栓や水質検査のための訪問は行っていません  
浄水器などの販売やあっせんは行っていません  
直接訪問してアンケートを行うことはありません



## 7 手形地区の道路が 一部通行止め

下水道工事にとまかない、手形地区の秋田大学北光寮前の道路が11月28日(金)まで午前8時30分~午後5時、一部通行止めになります。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

問い合わせ 下水道部下水道建設課  
TEL(864)1455





# 高齢者福祉サービス あれこれどうぞ！



お気軽にご利用ください

問い合わせ 高齢福祉課tel(8 6 6)2 0 9 5



旭南老人ディサービスセンターで

介護保険以外で利用できる、高齢者のみなさんのためのサービスをご紹介します。  
おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、高齢者だけの世帯などのかたで、援助を必要としているかたは、下記のサービスが利用できます。  
各種サービスを取りそろえて、皆さまのご利用をお待ちしています。詳しいことはお気軽にお問い合わせください。

介護保険の要介護認定で、非該当となつたかた

## ホームヘルパーの派遣

老衰や病気などのために、調理洗濯、掃除などの家事のお手伝いが必要な場合に生活管理指導員（ヘルパー）を派遣します。

利用できる回数

1日1回で1週間に2回まで

利用料 (各1回につき)

- 1時間未満 208円
- 1時間～1時間30分未満 291円
- 1時間30分～2時間未満 374円

## ショートステイ

一時的に養護が必要な場合に、短期間、養護老人ホームなどに宿泊できます。

利用できる回数

4月から翌年3月までの1年間に14日まで

利用料

1日381円(ほかに食事代1日780円)

## デイサービス

デイサービスセンターで日常動作の訓練などを行います。

利用できる回数

1週間に2回まで

利用料

1回300円(ほかに食事・入浴を利用した場合は、各350円)

介護保険の要介護認定の有無にかかわらず利用できるもの

## 援助員の派遣

・外出の付き添い、食材の買い物、寝具類の日干し、庭の清掃、草取り  
・窓拭き、家屋の簡単な修理など  
・冬期間は宅地内の雪よせ(ただし、屋根の雪下ろしや除雪車が通つた後の雪塊などは対象外)

利用できる回数

1日1回で2時間以内。1か月に2回まで(雪よせは1日1回1時間以内で1週間に1回)

利用料

- 1時間以内は120円
- 1時間～2時間以内は240円
- 雪よせは1回150円

## ご自宅に食事を届けます

老衰や障害、病気などのために食事の調理が困難なために、食事を家庭に配達し、安否確認を行います。

利用できる回数

1日1回で1週間に3回まで(昼食または夕食のどちらか)

利用料

1回350円

## 安全対策の日常生活用具を給付

世帯の生計中心者が前年所得税非課税の世帯を対象に、必要なかに

## 相談無料！

お近くの在宅介護支援センターへお電話を！

## 在宅介護支援センター 相談窓口をご利用ください

在宅介護支援センターは、高齢者の介護などについての悩みや疑問を、何でも相談できる窓口です。センターは現在市内に21か所あり、無料で相談を受けています。お近くのセンターへ、気軽にお電話ください。

また、介護保険や公的な各種保健・福祉サービスを利用するための手続きの代行や調整、介護用品の紹介もしています。



秋田けやき会の在宅介護支援センター窓口

| 区域    | 施設名        | 住所             | 電話番号      |
|-------|------------|----------------|-----------|
| 北部    | 金寿園        | 下新城笠岡字川向28     | (847)3270 |
|       | ニコニコ苑      | 下新城中野字琵琶沼138-1 | (873)7158 |
|       | 千秋苑        | 外旭川字神田592      | (869)7800 |
|       | 三楽園        | 飯島字堀川84-20     | (857)3101 |
|       | 土崎         | 土崎港中央四丁目4-30   | (845)4123 |
|       | 幸楽園        | 上新城中字片野4       | (870)2226 |
| 中央    | 秋田市八橋      | 八橋南一丁目8-2      | (866)1348 |
|       | 秋田市川口      | 楢山登町10-46      | (832)7506 |
|       | 南通         | 中通六丁目14-18     | (837)2502 |
|       | リンデンバウムいずみ | 泉菅野二丁目17-11    | (896)5850 |
| 東部    | 秋田市医師会     | 八橋南一丁目8-5      | (896)7707 |
|       | 大平荘        | 太平八田字藤の崎231-3  | (838)2338 |
|       | 光峰苑        | 添川字鶴木台65-3     | (868)1444 |
|       | 魁聖園        | 新藤田字治郎沢52-6    | (884)1077 |
| 南部    | 桜の園        | 下北手梨平字登館8      | (839)5977 |
|       | 南寿園        | 上北手猿田字後谷地108-3 | (829)0700 |
|       | 秋田けやき会     | 御所野下堤五丁目1-5    | (826)0651 |
| 西部    | 松寿会        | 浜田字陳ヶ原35-31    | (828)7630 |
|       | 新成園        | 浜田字元中村280-9    | (828)0021 |
|       | ふれ愛の里      | 豊岩小山字中山216-27  | (888)8201 |
| 秋田市中央 | 八橋南一丁目8-2  | (883)1465      |           |

火災警報器 自動消火器を給付します。

防火などの配慮が必要な場合に、電磁調理器を給付します。

(利用者負担額：世帯の生計中心者の前年所得税額により異なります)

### 緊急通報システムの貸し出し

緊急事態が発生した時にボタンを押すだけで、関係機関や協力員に救助を求めることができる装置をお貸しします。

また、「お元氣コール」により週1回、安否の確認を行います。

(利用者負担額：世帯の生計中心者の前年所得税額により異なります)

### 電話加入権の貸し出し

所得税非課税世帯に限り、電話加入権をお貸しします。

#### 賃貸料

無料(毎月の電話料金は利用者負担)

### 車いすの貸し出し

歩行が困難な方の外出を支援するため、車いすをお貸しします。

#### 利用できる期間

1回2週間まで。無料。



## 「ご存じですか？」

高齢者の生きがいづくりと社会参加のため、次のサービスを行っています。

### いきいき長寿祝い品を贈呈します

年度内に傘寿(満80歳)、米寿(満88歳)、卒寿(満90歳)、白寿(満99歳)を迎えるかたに祝い品を贈呈します。(秋田市に住民登録をし、年度内に引き続き5年以上住むことが対象です)

なお、15年度の対象者へは、民生委員・児童委員が4月中にお届けしました。届いていないかたがおりましたらご連絡ください。

### 敬老会への支援

市内各地区の社会福祉協議会が主催する敬老会に補助します。

### 老人クラブの活動などへ支援

老人クラブ(50人以上)と市老人クラブ連合会の活動に補助します。また、市老人クラブ連合会で主催するスポーツ大会などにも補助します。

そのほかに、高齢者バス優待乗車制度、老人いこいの家の利用など、いろいろなサービスがあります。どうぞご利用ください。

対象 — 昭和7年9月30日以前に生まれたかた  
65歳以上で一定の障害のあるかた

現在、老人保健法に該当しているかたがお持ちの医療受給者証は、8月1日付けで更新となります。

医療機関で支払う自己負担は、かかった費用の1割または2割ですが、更新によって負担割合が変わるかただけに、新しい受給者証を7月28日(月)以降に郵送します。新しい受給者証が届いたかたで、現在入院または通院しているかたは、忘れずに医療機関に新しい受給者証を提示してください。なお、古い受給者証は必ず返送してください。

14年中の所得が13年中の所得と比べ、大きな増減がなかったかたは、負担割合は変わりません。現在お手元にある受給者証を引き続きお使いください。

表1 医療費の自己負担割合と1か月の自己負担限度額

| 区 分                    | 自己負担割合 | 自己負担限度額(1か月) |   |
|------------------------|--------|--------------|---|
|                        |        | 外来(個人ごと)     | 外来+入院(世帯ごと)                               |
| 一定以上の所得のあるかた※1         | 2割     | 40,200円      | 72,300円+(医療費が月に361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%) |
| 一 般                    | 1割     | 12,000円      | 40,200円                                   |
| 市民税非課税世帯のかた※2          |        | 8,000円       | 24,600円                                   |
| 市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた※3 |        |              | 15,000円                                   |

- 1...老保該当者で、市民税の課税標準額が124万円以上のかたが1人でもいる世帯のかた。ただし、70歳以上のかたが2人以上の世帯で、年収637万円未満、単独世帯で年収450万円未満の場合は1割負担
- 2...世帯員全員が市民税非課税の世帯
- 3...所得が0円の世帯(例：年金収入のみの場合...単独世帯で年収約65万円以下、夫婦2人世帯では年収約130万円以下)



## こんなときはどうなる？ 老人保健の高額医療費

病院、診療所などの外来や歯科、薬局では、自己負担割合に応じ、医療費をそのつど窓口で支払います。

そのため、外来の場合は1か月の支払い金額が自己負担限度額(表1)を超えることがありますが、入院に関しては、自己負担限度額を超えて支払うことはありません(食事代、病衣代などは別)。

1か月の医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が、「老人保健高額医療費支給申請書」でお届けの預金口座に、後日振り込まれます。障害福祉課に直接申請においてになる必要はありません。なお、預金口座を変更したときはご連絡ください。

表2 高額医療費の振り込みの有無  
(ただし自己負担限度額を超えた場合のみ)

|                | ケース別    | 振込    |
|----------------|---------|-------|
| 1世帯に老人が1人の場合   | 外来のみ    | あります  |
|                | 入院+外来   | あります  |
|                | 入院のみ    | ありません |
| 1世帯に老人が2人以上の場合 | 全員が外来のみ | あります※ |
|                | 入院+外来   | あります  |
|                | 2人以上が入院 | あります  |

個人ごとで判定

# 医療受給者証の更新

老人保健でお医者さんにかかっているかた



負担割合が変わるかただけに  
新しい受給者証をお送りします

障害福祉課医療福祉室老人・福祉医療担当

電話(866)2513  
ファクス(863)6362

老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証

## 新しい認定証は8月中旬に送付

世帯全員が市民税非課税または所得が0円の世帯のかたには、申請により、老人医療の一部負担金と入院時の食事代の負担が軽くなる「老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

現在お持ちの認定証は、有効期限が7月31日までです。6月20日までに申請を済ませているかたには、8月中旬以降、新しい認定証を郵送します。

### 入院時の食事代

|                      |                       |         |
|----------------------|-----------------------|---------|
| ・一定以上の所得のあるかた        | 1日                    | 780円    |
| ・一 般                 |                       |         |
| 世帯のかた                | 90日までの入院              | 1日 650円 |
| 市民税非課税のかた            | 過去12か月の入院日数が90日を超える入院 | 1日 500円 |
| 市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた |                       | 1日 300円 |



# 国民健康保険 納税通知書を6月27日にお送りします

平成15年度の国民健康保険税の納税通知書は、6月27日(金)にお送りします。ただし、6月に40歳になるかた(昭和38年6月2日から7月1日生まれ)がいる世帯には、7月中旬ごろにお送りします。

国民健康保険は、被保険者のみなさんが納める国民健康保険税と国などの支出金でまかなわれています。国保税は医療費を支払うための重要な財源ですので、納期限までに納付してください。



問い合わせ 国保年金課賦課担当tel(866)2099

## 国保の保険給付いろいろ

給付の申請は、

- ▶ 国保年金課tel(866)2098
- ▶ 土崎支所tel(845)2261
- ▶ 新屋支所tel(888)8080でどうぞ。

申請の際、必要なものは事前にお確かめください。なお、高額療養費の融資申し込みは、国保年金課のみで受け付けます。

また、高額療養費の支給日は診療月の2か月後の末日となります。ただし、申請日が診療月の翌月以降である場合、その申請月の次の月になります。

医療費が高額になり、自己負担額が一定限度を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担額は、市民税の課税状況などで変わります。高額な医療費の支払いが困難なかたに、高額療養費分を無利子で融資あっせんする制度があります。医師が認めた、はり、きゅう、マッサージ、コルセットなどの費用の7～9割を支給します。55歳以上のかたを対象に、はり・きゅう・マッサージの利用1回につき800円の受療券(年40枚)を交付します。市が行う基本健康診査、大腸がん・胃がん健診が無料になります。人間ドック受診料の7割を助成します(今年度の募集は終了)。国保の加入者が出産したとき、出産育児一時金30万円、加入者が亡くなった場合は、その葬祭を行ったかたの申請により、葬祭費5万円を支給します。

### 平成15年度の税率

算 地方税法の一部改正により、平成15年度分から国保税額の一部変更となりました。

### 《国保税の計算》



国保税

|                   | 【医療分】   | 【介護分】  |
|-------------------|---------|--------|
| 所得割額 (税率) ...     | 8.8%    | 1.27%  |
| 均等割額 (1人につき) ...  | +       | +      |
|                   | 21,430円 | 5,470円 |
| 平等割額 (1世帯につき) ... | +       | +      |
|                   | 32,810円 | 4,560円 |

年度途中から加入する場合...加入する月から月割りで課税  
年度途中でぬける場合...ぬける月の前月分まで月割りで課税  
介護分は、被保険者のうち40歳以上65歳未満のかたが対象です  
課税限度額は、医療分が53万円、介護分が8万円  
介護分課税限度額は、地方税法の一部改正にともない7万円から8万円に変更となりました。

### 《所得割額の計算方法》

|      |                                 |                |       |
|------|---------------------------------|----------------|-------|
| 所得割額 | 給与所得<br>+<br>年金所得<br>+<br>事業所得等 | - 基礎控除<br>33万円 | 【医療分】 |
|      |                                 |                | 8.8%  |
|      |                                 |                | 【介護分】 |
|      |                                 |                | 1.27% |

各所得については平成14年1月から12月までの所得金額が対象です。数種類の所得がある場合は、合計してから基礎控除額を差し引き、医療分は税率8.8%、介護分は税率1.27%をそれぞれ乗じて算出します。

### 《地方税法の改正点》

#### 公的年金等特別控除の廃止

公的年金等受給者の、特別控除(1円～17万円)が廃止されます。これにより、年金額が前年と同じか減額するときでも、国保税が増額する場合があります。

#### 給与所得特別控除の廃止

給与所得者について、特別控除(1円～2万円)が廃止されます。これにより、給与所得が前年と同じか減額するときでも、国保税が増額する場合があります。

#### 青色専従者給与等控除の適用

事業主については、青色専従者給与等が必要経費に参入され、事業専従者については、給与として計算されます(市民税と同様の算定方

#### 長期譲渡所得等特別控除の適用

譲渡所得等特別控除が適用され、特例などに応じて控除が行われるようになります。



軽減制度... 医療分、介護分の均等割と平等割について、世帯の合計所得に応じ、7割、5割、2割を軽減する制度があります。2割軽減の適用を受ける場合は、申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。なお、軽減を判定するにあたり、確定申告などを要しないかたも、所得などの確認をするため、国保税申告書の提出が必要となります。

# 井戸端 市民通信

月刊

読者のみなさんのページです。最終面に掲載している広報クイズの答えと一緒に、気ままなひとこと、ちょっと言いたいひとことを、お待ちしております。

## 読者の伝言板

敬称略

ただいま高齢者自立支援のお手伝いをさせていただいております。元気に良い年を重ねられているAさん、Bさんと「健康あきた市21スタート」の記事を見てたら、「いい世の中ね」とAさん。Bさんは「では百歳まで頑張らねば」。二人の言葉にわたしが元気をいただき、感謝の毎日です(渡部栄子 61歳・土崎)

あきたノスタルジィの動物園の写真を見た瞬間、両親や小さかった頃のわたしがよみがえってきました。動物園に行けるワクワクした気持ちや、母や自分の着ていた服や靴まで思い出しました。懐かしかった！。おさるの電車も乗ったワ(小野崎忍 41歳・土崎)

千秋公園にあった動物園の写真を懐かしく拝見しました。当時の若い女性の髪型も短く、時代の流れを感じさせてくれます(伊藤眸 67歳・八橋)

裏表紙の昭和四十三年時の動物園の写真見ました。いい

ですね。わたしも子どもたちが喜ぶので動物園によく行くのですが「おさるの電車が復活したら！」なんて思いました。機関車が好きな子どもたちは、おさるさんが運転していたら大興奮間違いなし！なんだか考えるだけでもウキウキしてきます(ペンネーム・ウツキ 32歳・広面)

だんだん矢留のマーク入りの市営バスが街から消えつつありますね。でも仕方がないことですね。息子が子どもの頃、描いていた車の絵には、バスはもちろんタクシーにも矢留のマークがありました。そんなわたしの話を息子は照れ笑いをして聞いていました(鈴木俱子 62歳・川尻)

四月に二人目の孫、八月に三人目の孫が誕生します。もうかわいくてかわいくて！「ブチュッ」の連続です(小島和博 55歳・太平)

中学校同級の仲間三人と本年度の高齢者大学に入学した。同じ場所で学ぶのは五十二年ぶりであるうか。学びた

## 地域の話 おしえて!!

### 思い出の曲を歌おう “響け歌声 in 飯島” 歌がつなげる 地域の人々の輪

飯島地区で活動する合唱サークル「ほほえみコーラス」が、創立5周年を記念して、地域の人たちと歌を楽しむ集いを企画しました。

飯島小学校の合唱クラブや飯島中学校の吹奏楽部を迎え、参加者は400人近く。ちょっと懐かしい選曲と楽しい演出に会場は大盛り上がり！ 観客も音楽に合わせて体を揺らしたり、手拍子をしたり、歌ったり、いつの間にか会場は一

体感に包まれていました。

ほほえみコーラス会長の野中歌子さんは「参加者から『またやって！』という声もたくさんいただきました。世代を越え、たくさんの方が楽しんでくれて、わたしたちも興奮しています。地域の人たちも、こういう場を待っていたんですね」と話してくれました。

「みんなで歌おう！」の呼びかけで、地域の中に新しいつながりが



生まれた素敵な集いでした。



大勢で歌うって、気持ちいいですね



# おしゃべりかわらばん



新屋の鹿嶋祭りに参加した、左から大島香さん、細矢由香さん、堀内友華子さん

## 鹿嶋祭はこどもの祭

鹿嶋祭は子どものまつりなので、町内の仲の良い友だちと一緒に、太鼓をたたいたり、行進することができて、とっても楽しい！ 毎年参加しているけど、来年からは中学生になるので、今年で終わりです。ちょっと残念...

## この木と一緒に大きくなあれ

これまで申し込んでも、大雨や子どもの入院で参加できず、今回、やっと参加できたんです。子どもが病気がちなので、健康を願って2人で植えました。家が近いので、ちょくちょく様子を見に来るつもりです。



誕生の森記念植樹に参加した大友美織さん、馨くん(浜田)



## 練習バッチリ、息ピッタリ

今年もヤートセに出場するため、毎日1時間の踊りの練習をしてきました。みんなで踊るのはもちろん楽しいけど、3、4年生に教えるのがもっと楽しかったです。息がピッタリの私たち、めずすは一番、大賞です！

ヤートセ秋田祭に参加する、チーム「明德KIDS」の佐良土結子さん(明德小6年)

## 男女共生をわかりやすく

以前から男女共生や編集に興味があり、委員に応募しました。行政の仕事に携わるのは初めてで、私自身も勉強になります。主婦の立場で、みんなにわかりやすく、そして広く使ってもらえるようなテキストを作りたいです。



男女共生啓発資料の編集委員になった佐々木真知子さん(八橋)



## 緑が戻ることを願って

全校生徒で植樹をしました。松くい虫の被害で、急に松が枯れてしまい残念でしたが、この植樹でまた緑が戻ればいいと思います。20年後、30年後に、植樹した場所がどのように変わっているのかを見るのが楽しみです。

松くい虫被害にあった校庭に、松の苗を植樹した嵯峨慶太郎さん(下浜中学校)



6月7日、新屋地区で行われた鹿嶋祭り。船は日吉神社でお払いを受け、町内をまわった後、子どもの厄を背負って川に流されました。

い級友はほかにもいたが、健康上の理由から望みかなわず、残念である。彼らの分まで頑張ってみようと思っている加藤忠直 68歳・仁井田) 今年度は班長の当番年でしたが、体調を崩し、とても班長の任に耐えられそうもなかったのですが、町内会のみなさんのあたたかのご理解をいただき、来年度当番予定のお隣さんから繰り上げて引き受けていただきました。大変感謝しております。あたたかのご好意におこたえできよう、体力の回復に努めています(渡辺義雄 79歳・広面)

## 係からひとこと

今回、地域の話題でご紹介した「響け歌声in飯島」の取材に付けて驚きました。会場のコミセンの体育館をのぞいてみると、人、人、人...。歌や演奏が始まってからも、ぞくぞくと人がやってきて、「ここにこんなに人が入ったのは、おそらく初めて」とセンターの職員もびっくりでした。看板づくり、会場設営、生伴奏など、地域の財産を上手に活かして、喜ばれるイベントを作りあげたみなさんの努力に、感激しました。やっぱり地域の力って、すごい！ このコーナーでは、町内や地域でいろいろな話題を紹介していきます。耳よりなニュースがあったら、ぜひ広報課にも教えてください(水澤)

## 広報クイズ



我が家の秋田路(中川アイさん・土崎)

## 5月23日号の当選者

前回のクイズの答えは、問1が「42」人、問2が「76」%でした。

全問正解154通(応募総数154通)の中から、青木修一さん(旭川南町)、板垣百合子さん(川元むつみ町)、工藤正子さん(飯島穀丁)、佐々木真津子さん(新屋豊町)、佐藤エミ子さん(桜一丁目)、鈴木明美さん(手形字扇田)、夏井洋さん(土崎港中央三丁目)、二宮昌子さん(保戸野原の町)、保坂孝紀さん(仁井田本町二丁目)、星利果さん(寺内字神屋敷)の10人のかたに図書券をお送りします。

6月の広報クイズは最終面です。よろしく!!

広報クイズの当選者は、毎回、市政記者室の記者のかたに厳正に抽選してもらっています(広報課)



# ご利用ください お子さんの ショートステイ



保護者が、病気や冠婚葬祭、出張、育児疲れなどのため一時的に子どもの世話ができないとき、下記の3施設でお子さんをお預かりします。ただし、お子さんが病気の場合は、お預かりできません。

**利用期間** 7日以内

**お預かりする施設**

秋田赤十字乳児院(広面字釣瓶町)  
感恩講児童保育院(寺内字神屋敷)  
聖園天使園(保戸野すわ町)

**利用料(1日あたり)**

市民税非課税世帯 1,100円  
母子・父子・養育者家庭 1,100円  
その他の世帯  
2歳未満 5,500円  
2歳以上 2,850円

生活保護世帯、母子・父子家庭  
で市民税非課税世帯は無料です。

申し込み

申し込みには、印鑑が必要です。事前に児童家庭課母子福祉担当  
tel(866)2094へご連絡くだ

## まだ児童手当を受けていない人へ

平成9年4月2日以降に生まれたお子さんを養育し、まだ児童手当の申請をしていないかたは、市民課、土崎・新屋支所で手続きをしてください。申請の翌月分からの支給となります(所得制限あり)。なお、公務員のかたは勤務先への申請となります。

問い合わせ 市民課総務担当

tel(866)2072

## 児童館に遊びに来てね

就学前のお子さんご家族に、平日の午前9時～正午、下記の児童館を開放しています。巡回訪問の日には、午前10時～11時に子育て総合センターの職員が、踊りや体操、子育て相談を行います。

問い合わせ 子育て総合センター

tel(863)9555

### 7月の巡回訪問日程

|           |          |
|-----------|----------|
| 明德児童センター  | 7月1日(火)  |
| 外旭川児童センター | 7月7日(月)  |
| 広面児童館     | 7月8日(火)  |
| 下北手児童センター | 7月9日(水)  |
| 高清水児童センター | 7月15日(火) |

乳幼児、障害(児)者、母子・父子家庭などの

# 福祉医療費受給者証

## 更新手続きと新規申し込みを

**問い合わせ** 障害福祉課 医療福祉室 老人・福祉医療担当  
電話(866)2513 ファクス(863)6362

平成15年7月31日が有効期限の福祉医療費受給者証は、8月1日付けで更新となります。対象となる受給者証をお持ちのかたには、7月25日(金)以降に郵送でお知らせします。

また、下表に該当するかたは、申請により受給者証が交付されます。今まで申請をしていなかったり、14年度には所得制限を超えたため該当していなくても、今年度は交付される場合があります。**受け付けは7月17日(木)からです。**詳しくは障害福祉課医療福祉室にお問い合わせください。なお、申請後に所得の修正申告をしたかたはご連絡ください。

診療を受ける際、この受給者証を健康保険証と一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。

| 対象者   | 該当要件1  | 該当要件2                       |
|---|--|-----------------------------|
| 乳幼児   | 0歳児～小学校就学前までのお子さん<br>(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)  |                             |
|   | 0・1歳児 全員に入院・通院の費用を助成します。<br>所得確認があります  |                             |
|   | 2歳以上 通院には所得制限があります。<br>入院は全員に助成します。<br>*所得制限を超えたため、受給者証がないお子さんが入院する際は、保険証と印鑑をお持ちのうえ、申請してください(所得確認あり) |                             |
| 下記の家庭の児童<br>・母子・父子家庭<br>・父母のない家庭<br>・父または母が1～2級程度の身体障害者手帳を持っている家庭 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで  | 社会保険本人(※)は該当しません。<br>所得制限あり |
| 重度心身障害(児)者  | 身体障害者手帳(1～3級)または、療育手帳Aをお持ちのかた  | 社会保険本人(※)は、所得制限あり           |
| 高齢身体障害者   | 65歳以上で、身体障害者手帳(4～6級)をお持ちのかた  | 社会保険本人(※)は該当しません。<br>所得制限あり |

ここでいう「社会保険本人」とは、国民健康保険(市町村国民健康保険と国民健康保険組合)以外の健康保険に加入している被保険者をさします。



## 乳幼児通院の所得制限は?

平成15年度(平成14年中の所得)の総所得額から、社会保険料控除一律8万円、配偶者特別控除額等を控除した額を下表と比べ、基準額を超える場合は該当しません。また、父母の所得は合算せず、所得者一人ずつの所得額で比べます。乳幼児以外の所得制限については、お問い合わせください。

総所得額の確認は通知書で

A. サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた...市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額」欄の額

B. A以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた...市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている明細書(所得・控除)の「総所得 + 」欄の額

| 扶養人数 | 所得基準額   |
|------|---------|
| 0人   | 234万2千円 |
| 1人   | 272万2千円 |
| 2人   | 310万2千円 |
| 3人   | 348万2千円 |

\*扶養親族が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます

# 育児



## 育児ママへの応援科講座

0歳児のお母さんが対象です。乳児の健康に関する講話とお母さんのリフレッシュをはかります。無料。先着20人。託児あり。

**とき** 7月16日(水)、8月27日(水)、9月11日(木)、10月10日(金)午後1時30分～3時30分(初回のみ午前10時～正午)

**ところ** 女性学習センター

**申し込み** 7月1日(火)午前9時から女性学習センターtel(832)2191

### 妊産婦・新生児訪問

妊婦さんや生後28日以内の赤ちゃんのいるご家庭に助産師がうかがい、相談に応じます。無料。

**申し込み** 妊婦さんは保健予防課tel(883)1174へ。出産されたかたは、母子健康手帳の中の「出生連絡票」を郵送してください

### 初期離乳食教室

生後4か月～5か月のお子さんをお持ちのかたが対象です。月齢に合った離乳食の進め方を具体的に指導します。受講無料。お子さんと一緒に直接会場へどうぞ。

**とき** / 7月14日(月)午前10時～11時30分(9時50分までおいでください) **ところ** / 市保健センター  
用意する物 / 筆記用具、母子健康手帳、おしぼり

**問い合わせ** 市保健所保健予防課栄養指導担当tel(883)1175

### 保健所の育児相談

保健師や栄養士が育児などの相談に応じます。事前に電話で申し込んでください。相談無料。

**とき** / 7月18日(金)午前10時～午後3時30分 **ところ** / 市保健センター

**申し込み** 市保健所保健予防課 tel(883)1174

### 保育所で遊びませんか

保育所開放(問い合わせは各保育所へ)

0歳～5歳児の親子が対象です。保育所の子どもたちと遊びましょう。時間は、午前9時45分～11時(は午前9時15分～)。直接各保育所へどうぞ。

泉・牛島 = 7月8日(火) 土崎 = 7月12日(土) 保戸野・手形第二・港北 = 7月15日(火) 川尻・川口・手形第一・寺内 = 7月22日(火)

こんにちは赤ちゃんルーム

小さいお子さんをお持ちのか

た、将来のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが対象です。0歳児室で保育を体験しませんか。会場の泉保育所へ直接どうぞ。tel(823)1626

**とき** / 7月17日(木)午前10時～11時

### パンダ広場へどうぞ

**パンダ広場** 就園前のお子さんが対象。開始30分前から、手作りおもちゃで自由に遊べます。茨島体育館へ直接どうぞ。参加無料。

キラキラクラス(0～1歳)

7月17日(木)午前10時～11時

ピカピカクラス(2～3歳)

7月24日(木)午前10時～11時

**移動パンダ広場** 中央地区の就園前のお子さんが対象です。無料。**とき** / 7月11日(金)午前10時～11時 **ところ** / 一つ森体育館

問い合わせ子育て総合センター

tel(863)9555

### ファミサポ会員の研修会

ファミリー・サポート・センターでは、利用会員を募集しています。緊急な用事や仕事のときなどに、お子さんを預かってくれるかたを紹介してもらえる制度です。利用会員になるためには下記の研修が必要です。受講、登録は無料です。**とき** / 7月10日(木)・26日(土)のどちらか1回、午前10時～正午 **ところ** / 文化会館和室練習室

**申し込み** ファミリー・サポート・センターtel(866)2086

### 川尻ちびっこルーム講演会

就園前のお子さんご家族が対象。楽しい子育てについて、山王幼稚園の先生がお話します。無料。**とき** / 7月8日(火)午前10時～ **ところ** / 川尻児童館

**問い合わせ** 川尻地区主任児童委員の伊藤さんtel(824)1349、

加賀屋さんtel(823)0561

### 北・ら・ら・キッズ

就園前のお子さんが対象。のりものゴー体操や、救急救命士のお話。参加無料。直接会場へどうぞ。**とき** / 7月2日(水)午前10時～正午 **ところ** / 飯島地域センター

問い合わせ 北部公民館

tel(873)4839

### 御所野ふれあいセンターへ集まれ!

就園前のお子さんが対象。指人形劇やしやぼん玉遊びなど。無料。**とき** / 7月3日(木)・7日(月)・10日(木)・17日(木)・24日(木)、午前10時30分～11時30分

**ところ** / 御所野ふれあいセンター

問い合わせ 御所野ふれあいセンターtel(826)0671

### 育児サークルへどうぞ

**ニコニコキッズ** = 就園前のお子さんが対象です。小さなお子さんのための救急救命講習会。7月9日(水)午前10時～、寺内児童センターで。寺内地区主任児童委員の畠山さんtel(865)0322

**とんとんくらぶ** = 下北手地区にお住まいの3歳未満のお子さんご家族が対象。7月9日(水)午前10時～11時30分、下北手児童センターで。下北手地区主任児童委員の兒玉さんtel(834)7347

**しゃぼんだま広場** = 御野場・四ツ小屋・御所野地区の就園前のお子さんご家族が対象。7月11日(金)午前10時～、四ツ小屋児童センターで。伊藤さんtel(839)3891、永須さんtel(839)6595

**このゆびとまれ!** = 楽しく育児を応援するサークルです。一緒に遊びませんか。第1・第3火曜日、午前10時～11時30分、明德児童センターで。明德地区主任児童委員の奥山さんtel(835)0674



# りんごのオーナー募集!

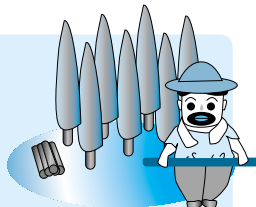
秋には自分で もぎとり体験も!

上新城五十丁にある市民観光りんご園では、「ふじ」200本、「王林」50本などのオーナー(先着順)を募集しています。木の管理は果樹園の所有者が行います。収穫は11月上旬から中旬頃で、1本の木から100個程度の収穫があります。

年間オーナー料金 ふじ... 1本9,000円 王林・千秋... 1本8,000円

申し込み 電話またははがきに、希望する品種名、本数、郵便番号、住所、氏名、電話番号を書いて、7月31日(木)まで、〒010-0135秋田市上新城五十丁字大村屋敷214-3 J A新あきた上新城支店tel(870)2211へ

## 新築住宅に 秋田スギ柱材プレゼント!



住宅を新築されるかたに、「乾燥秋田スギ柱材」を無料でプレゼントします。提供材は、含水率20%以下で、規格は12cm角、長さ3mを標準とし、1戸あたり90本が上限です。今回は50戸分の柱材を用意しています。応募多数の場合は公開抽選。柱を年度内に活用するなどの条件がありますので、詳しくは秋田スギ振興課木材利用推進班へお問い合わせください。tel(860)1914

募集期間 7月1日(火)~22日(火)

申し込み

申請書は市役所林務課、秋田地域振興局農林部・建設部でさしあげます。申し込みは、あきた県産材利用センターtel(837)8095へ

申込書はあきた県産材利用センターホームページ(<http://www.kensanzai.com>)からも入手できます。

## アートスクール ももさだ 前期



いずれも初心者を対象に、秋田公立美術工芸短期大学の「アトリエももさだ」で開きます。

申し込み 各講座開始日の10日前まで、はがきに希望講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、〒010-1632秋田市新屋大川町12-3 美短大学開放センター・アトリエももさだtel(888)8137(月曜定休)。応募多数の場合抽選。

| 講座内容                   | 開催日                           | 定員  | 受講料     |
|------------------------|-------------------------------|-----|---------|
| ①ガラス とんぼ玉作り体験          | 7月12日(土)・13日(日)               | 各4人 | 各3,000円 |
| ②コンピュータ Macで作るオリジナルカード | 7月12日(土)・13日(日)               | 6人  | 5,000円  |
| ③染色 紅型講座入門編            | 7月13日(日)・19日(土)・20日(日)        | 6人  | 5,000円  |
| ④陶芸 ピアマグ&酒器作り          | 8月2日(土)・9日(土)・16日(土)          | 10人 | 4,000円  |
| ⑤絵画 油絵(静物)の制作          | 8月30日(土)から9月27日(土)までの毎週土曜日に5回 | 8人  | 10,000円 |
| ⑥ガラス とんぼ玉作り講習          | 9月6日(土)・7日(日)・13日(土)・14日(日)   | 5人  | 10,000円 |

時間は が午前10時~午後1時、 ~ が午後1時~4時

シリーズ



## ハイ!こちら 消費者センターです

不当請求にご注意を!

最近、携帯電話のメール、はがき、電報などを使って、根拠のない不当な請求をされる例が増えています。消費者センターに次のような相談が寄せられました...

### Q 無料だったはずなのに...



携帯電話の無料サイトをよく利用します。3か月前に突然、「情報利用料が未納です。至急払うように」と携帯電話にメッセージが入っていました。無料のサイトばかり選んでいるので、間違いと思い、そのまま放置しておきました。

ところが先週、「利用料、延滞料を含め、5万円を至急支払うように。払わない場合は、自宅へ回収に行く」という支払催告書が届きました。

無料だったはずなのに、支払わないといけないのですか?

A 有料で申し込んでいなければ、支払い義務はありません

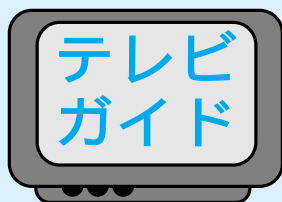
不審な請求の場合は、安易に相手に連絡をしないようにしましょう。脅迫的な行為があった場合、警察に相談してください

携帯電話を使って、無料サイトを利用したり、懸賞に応募することによって、個人情報を知られ、架空請求に利用されることがあります



消費生活相談は

秋田市消費者センター  
tel(866)2016



放送番組の詳しい日程は  
広報課へどうぞtel(866)2034

5  
分  
間  
番  
組

AAB おはよう秋田市から

月~金 午前10時55分~

ABS こんにちは秋田市から

月~金 午後3時50分~

土 午後3時55分~

AKT こんにちは秋田市から

水 午後10時54分~

6/27(金) 7/1(火)

高齢者の生きがいづくり  
~ゆう・ゆうサロン  
サンライフの講座紹介  
浮世絵風景画名品展  
~千秋美術館企画展

7/2(水) 7/8(火)

市の施設見学会  
就業応援します!  
未来に伝えよう!地域の  
伝統芸能

15  
分

6/29(日)7:30~ABS おはよう秋田市長です「市町合併について」ほか



# 市内産の農畜産物を直売します！

お問い合わせ 農政課tel(866)2115

6月29日(日)午前9時～ セリオン

市内の生産者が、丹精こめて作った「安全・新鮮・安心」な商品をそろえています。

販売品目...朝採り野菜、巻き寿司、漬け物、みさこ餅、千秋牛、豚肉、花(鉢物)、秋田落茶など

お問い合わせ 農政課tel(866)2115



## 催し物

### てがた 手形ナイトバザール

フリーマーケット、屋台など。フリマの出店者も募集中！ 詳しくは手形中央商店会の西村さん。tel090(2843)9728

とき / 7月27日(日)正午～

ところ / 手形商店街、秋田大学小体育館

### けんさんがくれんめい にゅうとうざん とざん 県山岳連盟の乳頭山登山

定員45人。参加料6,000円。申し込みは、7月4日(金)まで、はがきに住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入し、〒010-0973八橋本町4-7-20 コーポ山方201の浦山沢樹(県山岳連盟事務局)。

とき / 7月20日(日)午前6時10分に県庁前発 ところ / 乳頭山、滝ノ上温泉

お問い合わせ 県山岳連盟tel(865)1730

### あきたきょうせいてん 秋田矯正展

刑務所で作られた作品の展示即売など。

とき / 7月6日(日)午前9時～午後3時

ところ / 川尻の秋田刑務所

お問い合わせ 秋田刑務所tel(862)6584

### ぼし ふしかていあや こ 母子・父子家庭親と子のつどい

母子・父子家庭の親子が対象です。バスで秋田ふるさと村へ行きます。無料。

とき / 7月27日(日)午前8時45分～午後5時 定員 / 抽選で60人

申し込み 7月1日(火)から4日(金)まで児童家庭課tel(866)2094

### しんたいしょうがいしゃふくしたいかい 市身体障害者福祉大会

体の不自由なかが一堂に集い、互いに交流します。参加無料。

とき / 7月6日(日)午前10時～正午

ところ / 県社会福祉会館

お問い合わせ 市身体障害者協会

tel(866)1341

### ぼしか ふぶくしれんごうかい 母子寡婦福祉連合会のチャリティーバザー

市母子寡婦福祉連合会tel(866)1341による衣料品、雑貨などのチャリティーバザー。

とき / 7月4日(金)午前10時～品切れまで ところ / 中央公民館千秋の間

# 施設見学会

テーマ 秋田市の消防と救急



市消防本部指令室内

とき 7月17日(木)・24日(木)

両日とも午前9時30分～午後3時

コース 秋田駅東口～市消防本部・秋田消防署(指令室、消防車など)～土崎消防署外旭川出張所～(昼食)～市立病院(救急室など)～秋田駅東口

申し込み

往復はがきに、希望見学日、住所、名前、年齢、電話番号を書いて、7月8日(火)(必着)まで、〒010-8560秋田市役所市民相談室tel(866)2039。往復はがき1枚につき2人まで申し込みできます。2人で申し込む場合は、必ず2人の名前を記入してください。電子メールでの申し込みは、request@mail.city.akita.akita.jpへ。電話では受け付けません。

その他

参加無料。定員は両日とも20人。定員を超えた場合は抽選。当日の昼食は市役所周辺の食堂をご利用ください。災害や急患の発生などにより、見学内容が変更になることがあります。

## 7月・8月は休まず営業 ザ・ブーンだ!!

7月1日(火)から屋外プールオープン!

市制記念イベント 7月13日(日)は

入館無料!

サッカー、バスケットのシュートに挑戦!

午後1時～  
午後2時～

営業時間: 午前10時～午後7時(夏休みは9時)

入場料金: 大人500円 中・高生400円

3歳～小学生300円

お問い合わせ ザ・ブーンtel(827)2301



## 中央卸売市場 開放デーへおいでよ

マグロの解体もあるよ!

7月12日(土) 午前10時～午後1時

お問い合わせ 中央卸売市場管理室tel(869)5252

市の記念日に、中央卸売市場(外旭川字待合)を一般開放します。市場を自由に見学しながら、新鮮な食品などのお買い物ができます。マグロの解体と販売もあるよ!



## 秋田県 障害者 スポーツ大会

参加者募集!

9月6日(土)

午前9時30分～午後3時30分

開・閉会式は八橋陸上競技場

| 種目          | 会場               |
|-------------|------------------|
| 陸上競技        | 八橋陸上競技場          |
| 卓球          | 県勤労身体障害者スポーツセンター |
| サウンドテーブルテニス | 県心身障害者総合福祉センター   |
| 水泳          | 県立総合プール          |
| アーチェリー      | 県勤労身体障害者スポーツセンター |
| ボウリング       | 未定               |
| ソフトバレーボール   | 県立体育館            |
| フライングディスク   | 八橋陸上競技場          |

年齢はいずれも平成15年4月1日現在

身体障害のあるかた 満13歳以上で身体障害者手帳をお持ちのかた(内部障害のあるかたを除きます)

知的障害のあるかた 満13歳以上で療育手帳をお持ちのかた、もしくはその取得に準ずるかた

精神障害のあるかた 16歳以上で精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた、もしくはそれと同等の精神障害を有するかた

参加資格

申し込み

7月3日(木)まで、 のかたは福祉棟1階の障害福祉課tel(866)2093、 のかたは保健所健康管理課tel(883)1180にお申し込みください

# 7月の無料相談

相談場所は市役所 1 階の市民相談室。法律相談は新屋支所でも。法律相談の電話予約は 7 月 1 日(火)午前 8 時 30 分から、各会場で受け付けます(先着 8 人)。その他の相談は当日受け付けし、順番は抽選で決めます。

問い合わせ

市民相談室tel(866)2039  
新屋支所tel(888)8080

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 交通事故        | 7月16日(水)午前9時～午後3時      |
| 法律(市民相談室)   | 7月17日(木)午前9時～正午        |
| (新屋支所)      | 7月10日(木)午前9時～正午        |
| 登記          | 7月8日(火)午後2時～4時         |
| 人権・困りごと     | 7月10日(木)・24日(木)午後1時～4時 |
| 各種年金・社会保険など | 7月11日(金)午後1時～4時        |
| 遺言          | 7月15日(火)午前9時～正午        |
| 税務          | 7月15日(火)午後1時～4時        |

学生の親子が対象。老人ホームでの軽作業など。時間は午前10時～午後1時。先着各20人(印は10人)。参加料300円(昼食代)。

7月23日(水)松涛園 7月24日(木)聖徳会、ファミリー園( ) 7月31日(木)南寿園 8月2日(土)金寿園 8月6日(水)八橋サービスセンター( )、大平荘

申し込み 7月7日(月)から秋田市社会福祉協議会tel(862)7445

## 青少年国際交流キャンプ

小学4年生～中学3年生が対象です。キャンプを通して、仲間と助け合う楽しさを学びます。先着220人。とき/7月30日(水)～8月3日(日) ところ/山梨県山中湖 参加費/小学生60,000円、中学生79,000円

申し込み 7月4日(金)まで(財)国際青少年研修協会tel03(3359)8421

## 秋田港貿易フェアの出展者募集

市内に事業所を持つ企業が対象です。秋田港海の祭典にあわせ、主に秋田港を利用して輸入された商品を、祭典の会場内で展示・販売してくれる出展者を募集します。無料。とき/7月26日(土)・27日(日)

申し込み 7月8日(火)まで港湾貿易振興課tel(866)2164

## 秋田港海の祭典

### イベント参加者募集

7月26日(土)・27日(日)に行われる秋田港海の祭典のイベント参加者募集!

体験航海(無料) = 秋田海上保安部巡視船は、27日(日)午前10時～、午後1時～の2回(定員200人) 海洋技術高実習船は、27日(日)午後1時30分～(定員65人)

申し込み 往復はがきに、乗りたい船名、の場合は1回目か2回目の希望、乗船人数(1枚につき3人まで)、住所、氏名、電話番号を書いて、7

月14日(月)まで、〒011-0945土崎港西3-10-25 秋田港海の祭典実行委員会。tel(845)5983

親子で楽しむ海辺の自然観察会 = 小学生以上が対象。ウェットスーツ、スノーケルをつけて海に潜ります。27日(日)午前10時～午後4時、秋田マリーナ北隣りで。ウェットスーツ、足ひれなどがないかたは、レンタル料がかかります。申し込みは、往復はがきで。詳しくは、(有)ファイアプロテクションズサービスの打矢さん

tel(839)4343

## 明徳館の文化講演会

「橋のない川」著者、住井すゑの生涯を聖豊短大教授の北条常久氏が講演します。定員60人。受講無料。とき/7月13日(日)午前10時30分～正午 ところ/中央図書館明徳館

申し込み 7月1日(火)午前8時30分から明徳館tel(832)9220

## 市民音楽コンクール

ピアノ部門の参加者を募集します。コンクールは、9月21日(日)に文化会館で開催。小学生(低学年と高学年)、中学生、高校生、大学・一般の各部門。課題曲などはお問い合わせください。参加料4,000円。

申し込み 7月31日(木)まで市文化団体連盟事務局tel(866)4026

## 雄物川花火大会のアイデア募集

8月10日(日)の雄物川花火大会で打ち上げる創作花火のアイデアを募集します。「夢とロマンの一夜」「心癒す悠久の流れ、雄物川」がテーマ。

申し込み 7月20日(日)まで雄物川花火大会実行委員会tel(888)8080

## 男鹿新水族館の愛称募集

来年夏オープン予定の男鹿新水族館の愛称を募集します。

応募 7月1日(火)から22日(火)まで県観光課男鹿地域振興班 tel0185(35)2250

## 障害者のためのサテライト相談

在宅で身体に障害のあるかたとその家族を対象に、出張相談会を開きます。ピアカウンセラー、市身体障害者協会会員が相談に応じます。時間はいずれも午前10時～正午。

土崎公民館 = 7月12日(土)  
将軍野地域センター = 7月26日(土)  
西部公民館 = 8月9日(土)  
勝平コミセン = 8月23日(土)

問い合わせ 障害者生活支援センターはくとtel(873)7804

## 市保健所の相談

会場は市保健センター。無料。電話などで予約が必要です。申し込みは市保健所保健予防課tel(883)1175

食生活相談 = 肥満、高血圧、糖尿病などの病気のかたの食事やその他の食生活について、栄養士による相談を行います。7月18日(金)午前10時～午後3時 成人歯科相談 = 歯科衛生士が、歯周病、むし歯などから歯の健康を守るための相談に応じます。7月18日(金)午前9時30分～正午

## 中小企業野球大会参加募集

市中小企業スポーツ連盟では、市内の中小企業で働いているかたで組織する軟式野球チームを募集しています。試合は八橋球場を会場に9月2日(火)から開催します。

申し込み 7月18日(金)まで工業労政課tel(866)2114

## 危険物取扱者試験

受験願書は、(財)消防試験研究センター秋田県支部、市消防本部、各消防署にあります。

試験日時/8月31日(日)午前10時～試験会場/秋田経済法科大学または秋田工業高校(受験者選択)

申し込み 7月1日(火)から11日(金)まで、(財)消防試験研究センター秋田県支部tel(836)5673

# 情報チャンネルa

ついでない日の赤信号に雨がふる ヒサト



## 講座

### 珈琲講座

本格的なコーヒーの入れ方を学びます。定員20人。受講料500円。  
とき / 7月11日(金)午前10時～正午  
ところ / 西部公民館  
申し込み 6月30日(月)午前9時から西部公民館tel(828)4217

### 母と子のテニススクール

小学生のお子さんと母親が対象。  
とき / 7月23日(水)から27日(日)までに4回、午前10時～正午(27日のみ午前9時～午後4時) ところ / 八橋オムニコート 受講料 / 親2,000円、子ども1,500円 定員 / 先着80人  
申し込み 7月9日(水)まで申込書に返信用封筒を添え、〒010-1424御野場5-5-6藤村真寿美さんtel(839)3351

### 盆踊り講習会

おばこ音頭やドンパン節など。  
とき / 7月18日(金)午後1時30分～3時30分 ところ / 東部公民館  
申し込み 6月30日(月)午前8時30分から東部公民館tel(834)2206

### テルサの料理教室

時間は が午後6時30分～9時、それ以外は午前10時～午後零時30分。会場は秋田テルサ。受講料各1,700円。各先着24人。申し込みは7月1日(火)午前10時から秋田テルサ。tel(826)1800

あじの南蛮漬け&梅を使った料理 = 7月12日(土) 本格飲茶 = 7月23日(水) 夏の巻き寿司 = 7月24日(木) ワインにぴったり洋食メニュー = 7月24日(木) アプリコットスイーツ&甘夏ゼリー = 7月26日(土) ソーメンを使ったやくりレシピ = 7月30日(水)

### 親子ふるさと史跡めぐり

小中学生と保護者が対象です。牛島地域(羽州街道とその周辺)の史跡をめぐります。先着15組。  
とき / 7月19日(土)午前9時30分～正午 ところ / 牛島地域(南部公民館集合) 参加料 / 1人100円  
申し込み 6月30日(月)から南部公民館tel(832)2457

### ミニテニス教室

初心者が対象です。健康増進にいかがですか。先着20人。受講無料。  
とき / 7月8日(火)から29日(火)までの毎週火曜日に4回、午後1時30分～3時30分 ところ / 中央公民館  
申し込み 6月30日(月)から中央公民館tel(824)5377

### 美短高等学院の美術教室

中学生が対象。7月29日(火)・30日(水)の2日間、美短附属高等学院で開きます。受講料各500円。申し込みは7月4日(金)～10日(木)に各中学校を通して受け付けます。  
デッサン 構図や鉛筆のタッチなど。定員45人 コンピュータ プロのデザイナー使用のソフトで絵を描きます。定員10人 木材工芸 オリジナルの卓上木工品作り。定員10人 クラフト 彫金、七宝の技法を使ってブローチなどを作ります。定員15人

問い合わせ 美短附属高等学院 tel(828)4127

### 御所野ふれあいセンターの料理教室

会場は御所野ふれあいセンター。いずれも午前10時～正午。材料費1回500円。各先着20人。申し込みは7月4日(金)まで御所野ふれあい(交流)センター。tel(826)0671

旬の梅漬け、らっきょう漬け = 7月10日(木) おからドーナツ、米の粉カステラ = 7月17日(木) 手

### 軽にできる巻きずし = 7月24日(木) 16ミリ映写機操作認定証 更新再講習会

過去2年間再講習を受けていないかた、16ミリ映写機操作認定証の再交付の必要なかたが対象です。受講無料。直接会場へどうぞ。  
南部公民館 7月6日(日)、午前9時～正午 仁井田児童館 7月7日(月)、午前9時～正午 東部公民館 7月12日(土)、午後1時～4時 中央公民館 7月12日(土)、午後2時～4時 土崎公民館 7月12日(土)、午後6時～8時 飯島コミセン 7月19日(土)、午後2時～4時 西部公民館 7月27日(日)、午後2時～6時  
問い合わせ 生涯学習室 tel(866)2245

### 女性のための食生活講座

40歳以上の女性が対象です。栄養士や歯科衛生士の話の聞きながら、健康と食生活について学び、食事作りをします。定員32人。参加無料。  
とき / 7月23日(水)午前10時～午後1時 ところ / 市保健センター  
申し込み 7月1日(火)から市保健所保健予防課tel(883)1175

### 放送大学の学生募集

15歳以上であればどなたでも入学できます。テレビ・ラジオを利用した授業で、人文・社会など約300科目の分野が学べます。学士(教養)の単位取得できます(全科履修生)。入学試験はありません。  
問い合わせ 放送大学秋田学習センターtel(831)1997



## 案内

夏休みボランティア体験  
ボランティア活動に関心のある小



郷土の歴史の集大成

# 秋田市史

## 「現代史料編」 「民俗編」

刊行



このたび、待望の「現代史料編」と「民俗編」を刊行。秋田市史はこれで全17巻中、12巻がそろいました。価格は1冊6,000円。市内各書店、市役所地下の売店、市史編さん室(市役所分館2階)でどうぞ。

問い合わせ 市史編さん室TEL(866)2249

### 史料が解き明かす戦後の秋田市 第十三巻 現代史料編

本巻には、昭和20年8月から平成2年までの史料を4期に分けて収めました。

戦後の混乱から徐々に復興し、昭和29年、周辺町村と合併し大秋田市が誕生。その後高度成長期の飛躍的な発展を経て、平成の時代に至るまで、戦後45年間の秋田市の歩みを50余点の史料で示し、各編・章には理解を深めるための解説をつけました。

秋田市の公園都市づくりの過程などを示す史料を豊富に収録したのも大きな特徴です。

### わかりやすく見て楽しめる民俗 第十六巻 民俗編

本巻では、地区別に詳しく聞き取り調査を行い、今に受け継がれている暮らし・風俗を取り上げています。

自然と環境、町の暮らし、商家や農家の古い年中行事の記録、衣食住、信仰、民俗芸能など、わかりやすく見て楽しめるようにカラー写真や図表を豊富に取り入れ、読みやすく伝えられています。

庶民の心、町の暮らしが読みとれ、民俗学への新たな興味と関心がわく内容です。



写真や図表でわかりやすく解説しました

## 広報クイズ 131



広報クイズは、毎月第4金曜日に掲載しています。気ままなひとことをそえて、どしどしご応募ください。

5月のクイズの当選者は17面に掲載しています。

1 市民が1人1日100gのごみを減らせば、1年間で約何億円分のごみ処理経費の節約になるでしょう？

2 これまで3回行われた任意合併協議会。合併の方式は、秋田市への 合併とすることで合意しました。

答えは6月13日、27日号の「広報あきた」の記事中に！

### 応募方法

はがきに答えと住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を書いて、7月11日(金)(必着)まで、〒010-8560秋田市役所広報課へ。  
t e l (866)2034

